

## 松山市における学童保育の改善に関する要望書

松山市学童保育連絡協議会では今年度も、より良い学童保育に向け、松山市内の全児童クラブ対象に「放課後児童クラブのアンケート調査」を実施致しました。その集計結果および、児童福祉法やその他関連法規などとも照らし合わせ、より良い学童保育に向け必要と思われることを、要望書としてまとめました。この要望書は現場で児童に関わる指導員をはじめ関係者ならびに保護者の声を代弁した内容となっています。この要望書の内容を真摯に受け止め、学童保育の改善に向けご尽力頂ける事を切にお願い申し上げます。

### 1. 実施主体の明確化に関する要望

- (1) 児童福祉法第21条の8における市としての責任を果たして下さい。現況では、不十分と言えます。

### 2. 保育内容に関する要望

- (1) 子どもの安全の為、児童クラブでの防犯・防災体制に対して指導の徹底をお願いします。
- (2) 放課後児童指導員の資格は、「児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」となっています。手引書の中にも、その旨を明記して下さい。(児童福祉施設最低基準第38条)
- (3) クラブの運営・保育が適切に、定期的に現場の声を聞き取れる仕組みづくりをお願いします。
- (4) 苦情処理など第三者窓口を設置し、問題に対し迅速な対応が出来るよう配慮をお願いします。

### 3. 情報の公開に関する要望

- (1) 「松山市放課後児童健全育成事業 手引き」で明記されている対象児童の記述を、適切な表現に訂正してください。さらに「まつやま市民便利帳」や広報誌に記載する際、児童クラブの対象児童についても適切な表現に訂正してください。
- (2) 松山市が開催している運営委員会の会議内容やその資料を指導員や保護者にも伝えて下さい。保護者は、当事者として何が話し合われているのか知る権利があります。また、松山市学童保育連絡協議会が、保護者とのパイプ役として果たす為にも今後も会議に参加させて頂きたいをお願いします。
- (3) 今以上にクラブ同士の交流(特に指導員)や職員研修が実施出来るよう、配慮をお願いします。困難事例の解決や逆に問題把握の手がかりとなります。さらに指導員の孤立化を防ぎモチベーションを上げることにもつながると思います。

### 4. 指導員の待遇改善に対する要望

指導員には専門性が求められつつも、ここ数年賃金も上がらず、非正規労働のまま、資格や経験の配慮もなくほとんどが同一賃金となっています。労働基準法の遵守を徹底し安心して指導員が働き続けられる労働環境を委託責任者として運営委員会に指導・監督して下さい。

### 5. 学童保育の最低基準に関わる要望

- (1) 常に子ども達の「最善の利益」を考慮して、松山市として責任をもって運営基準を示し、松山市内の運営格差解消に努めて下さい。(開設時間・開設場所、利用料の減免など)
- (2) 個人情報の慎重な取り扱いや会計処理負担軽減の為にも、事務室の整備を推進して下さい。
- (3) 政府の「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」に示されているように、学童保育の改善に向けよりいっそうの努力をお願い致します。